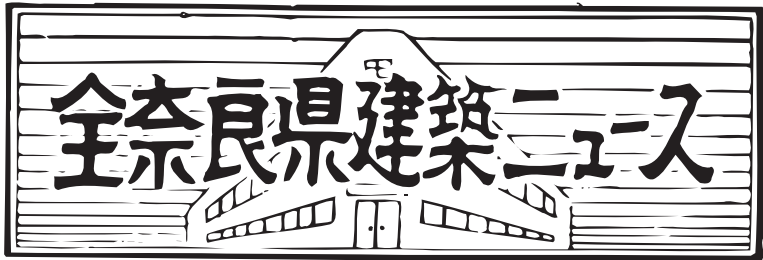


## 熱中症には気をつけて下さい 熱中症による建設業の死傷者216人。 死亡者は8人。業種別では最多。

暑さによる注意力の低下、睡眠不足による疲労の蓄積等により労働災害が増えてきます。水分と塩分の補給と休憩は小まめに。



発行所  
奈良県建築労働協同組合  
橿原市小綱町9番8号  
電話 (0744) 22-5115 (代)  
FAX 22-9111  
発行人 本部執行委員会  
http://www.narakenchiku.com  
access-mail@narakenchiku.com

# 命を守るために ヘルメット着用の徹底を

ヘルメット（保護帽）の着用、高所作業での仮設足場の設置・安全帯着用を順守されていますか。近年、墜転落災害による死亡者が増えています。

### 労働安全衛生規則に基づく 保護帽着用が義務付けられている主な作業

|    |                                      |    |                                  |
|----|--------------------------------------|----|----------------------------------|
| 1  | 不整地における5トン以上の運搬車の荷の積み下ろし作業           | 12 | 鋼橋架設等作業                          |
| 2  | 5トン以上の貨物自動車の荷の積み下ろし作業                | 13 | 木造建築物の組立等作業                      |
| 3  | 建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いて行う荷のつり上げ、つり下げ等作業 | 14 | コンクリート造の工作物の解体または破壊作業            |
| 4  | 型わく支保工の組立作業                          | 15 | コンクリート橋架設等の作業                    |
| 5  | 地山の掘削作業                              | 16 | 2m以上の高所作業                        |
| 6  | 明り掘削作業                               | 17 | 物体の飛来のおそれのある場合                   |
| 7  | 土止め支保工作業                             | 18 | 高層建築物等でその上から物体が飛来または落下するおそれのある作業 |
| 8  | ずい道等の掘削作業                            | 19 | 足場の組立等作業                         |
| 9  | ずい道等の履工作業                            | 20 | 高圧活線近接作業                         |
| 10 | ずい道等の建設施行                            | 21 | 低圧活線近接作業                         |
| 11 | 鉄骨の組立等作業                             |    |                                  |

### 統計から見るヘルメット着用の重要性

平成27年分のはしご等からの墜転落による死亡災害の約73%は頭部負傷

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。

平成27年分のはしご等からの墜転落による死亡災害の約73%は頭部負傷

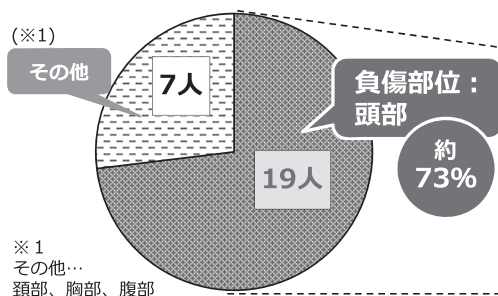
ヘルメットを着用していても、死亡災害は発生していません。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

ヘルメットは労働安全衛生規則により建設業は上記表の作業で着用が義務付けられています。

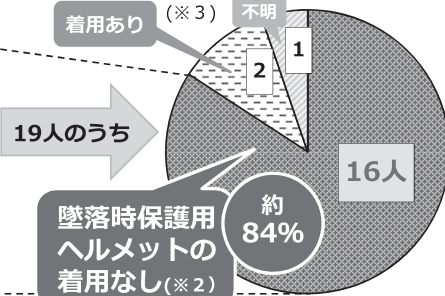
ヘルメットを着用していても、死亡災害は発生していません。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

ヘルメットを着用していても、死亡災害は発生していません。死亡した16名がヘルメットを着用していれば、多くの設置して作業中の墜転

### ①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



### ② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



斑鳩と香芝支部の役員さんが連帯協力



来店した建築職人さんに声掛けをして説明

## コーナンPRO西大和店で 第三弾の組合宣伝

コーナンプロ西大和店では初めての試みでありましたが、6月13日(金)の朝7時半から9時まで朝宣伝行動を実施しました。斑鳩支部より吉川支部長、田中さん、勝間さん、奥田さん、

香芝支部より和田支部長さん、山本さんの協力を頂きました。本部から松井書記長と大井と村田両書記が参加しました。

現場で使用する資材を購入するために来店された建築職人の方、職人風の方たちにも声を掛けて約30人の方に組合パンフやティッシュを手渡しました。

レジ支払いを終えて帰る方々に、「建築組合です。労災や健康保険を取り扱っていますので、ぜひ組合加入を。」とお願いしていました。建築組合を知ってもらう上では小さなきっかけかも知れませんが、行動を積み重ねていくことで今後の大きな成果に繋がると信じています。配布した宣伝物を現場等で使用してもらうことによって組合の名が広まれば良いなとも思います。

一人一人の力は弱くても、その力を集めて組合が大きくなることで、国や地方自治体は要求に耳を傾けます。建築労働者・職人の結集を大きくすることで諸要求を実現し、仕事と暮らしを守ってきた歴史があります。「数は力」です。

(本部書記 村田記)

### 機関紙が ホームページでも ご覧になれます

詳しくはこちら↓



休憩時間のコーヒーと共に、現場や事務所でも全奈良県建築ニュースを読んでみませんか。(組合からのお知らせ欄で閲覧)





奈良建築青協活動

# 家族レクリエーション

## モルック大会は大盛り上がり、120名の大家族がBBQを通じて交流

6月1日に信貴山のどか村において、奈良青協の恒例イベントである家族レクリエーションを開催しました。当日は朝から天候もよく各支部より全員で120名と多くの参加者となりました。

大人達はビール片手に炭を囲んで楽しく歓談し、子供たちは遊具や貰った景品で遊んでいました。

今回はモルック大会をすることとなりました。モルックとはフィナンランドのカレリア地方の伝統的なキイッカというゲームを元に開

きるので、大人達ものんびり出来る場所だと思います。

家族レクリエーションの最大の魅力は、各支部から集まった青年層仲間が組合活動の悩みや魅力、仕事の近況などを語り合ったりして親交を深められることです。同時に奥さんや家族にも組合活動への理解も得られることが一番です。

(本部書記 中西記)



120名もの家族が参加されました



モルック大会が大いに盛り上がる

### 組合に集まる仲間を増やして不況打開へ!

「声を大きく、団結を大きく」  
して仕事とくらしを守ろう!

### 「きびしい今こそ仲間の支えあい」 ～多くの仲間の協力が必要です!

### 組合が大きくなれば、 魅力・メリットも充実・発展へ!

# 空き家・リフォーム 仕事確保に役立てよう 各市町村で助成金制度設置

空き家対策や住宅リフォームへの需要が高まっていることから、県内各市町村では様々な助成金制度を設けています。組合員皆さんの仕事確保に繋がられるようご活用ください。

「点検商法」といわれる詐欺行為が全国で発生し、安心して頼める地域の建築業者の存在を住民に周知していくことも詐欺被害を防止する上で大切です。

### ※広陵町の住宅リフォーム助成

町民が自己の居住している住宅を、町内の住宅リフォーム登録業者を利用し、20万円以上の通常のリフォーム工事に対して助成。

対象工事・壁紙の貼り替え、外壁の塗替え、屋根瓦葺替え、台所等給排水の改修、トイレ設備改修、その他住宅の模様替え等のための工事

| 対象工事費  | 助成額          | 助成上限額   |
|--------|--------------|---------|
| 10万円以上 | 対象工事費の総額の10% | 10万円を限度 |

県内各市町村で実施されている住宅リフォーム助成制度 (3市3町1村)

| 自治体   | 交付対象工事一例                                                                                                                     | 補助金             |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 桜井市   | 新築または増築、改築及びリフォーム内装工事をする場合。新築は県産材及び内装材の総材量が5㎡以上使用。増改築は県産材及び内装材の総材量が2㎡以上使用。内装工事は県産材及び内装材の総面積が20㎡以上使用。※市内施工業者が行う場合は、さらに5万円を加算。 | 市内商品券<br>最大20万円 |
| 大和郡山市 | 窓の断熱改修、または外壁・屋根・天井・床の断熱改修をいずれか含んでいること。外構工事の費用を除く工事に要する総費用が50万円以上                                                             | 市内商品券<br>一律5万円  |
| 宇陀市   | 住宅・店舗の新築やリフォーム等の際に、宇陀市産木材を使用した方。構造材または内装材ら利用した、宇陀市産木材購入費の半額。                                                                 | 市内商品券<br>最大10万円 |
| 広陵町   | 一般的なリフォーム工事全般 (経費が20万円以上) ※塀、柵などの外構工事やシステムキッチン、便器などの設備品が対象外。                                                                 | 最大10万円          |
| 下市町   | 町内の製材所で購入した、吉野郡内で生産又は製材された木材を使用した改修、修繕、改修、増築工事であること。工事費用が20万円以上                                                              | 最高20万円          |
| 河合町   | 居住部分の修繕、改修・壁紙の張り替え、外壁の塗り替え、屋根の葺き替え、バリアフリー化、建具・ガラス・給排水その他住宅の模様替え等のための工事                                                       | 最大10万円          |
| 川上村   | 新築・リフォーム・購入する方に、対象経費の1/2を補助。川上産吉野材を2㎡または20㎡以上使用した場合の新築・リフォーム、村の耐震診断を受診した耐震リフォームには上限200万円。                                    | 上限<br>100万円     |

※詳しいことは該当市町村の関係窓口へお問合せください。

急激な物価の高騰による建築資材の高騰、アスベスト建材の適正処理に係る費用の増加など、リフォーム工事を必要とする市民の負担が増しています。

一方、市民生活においては住宅の耐震化や省エネ化、風水害対策や防犯対策など住宅改修ニーズが顕在化しています。また、国土交通省は2025年度予算において耐震改修助成制度の補助限度額の引き上げなどを進めています。

住宅のリフォームは住民の住生活・住環境の向上をもたすだけでなく、地域の多岐にわたる産業に経済波及効果をもたらします。私たちの組合でも仕事の全量を増やすこと。地域経

空き家の改修等に対する補助金がある自治体

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 奈良市  | 空き家・町家バンク活用住宅支援補助金 (荷物撤去・改修・購入費用一部補助) |
| 香芝市  | 空き家対策支援事業 (除去・改修に補助)                  |
| 御所市  | 空き家・町家バンク活用住宅支援改修費補助金                 |
| 山添村  | 空き家改修事業補助金                            |
| 曾爾村  | 空き家改修補助金                              |
| 明日香村 | 空き家リフォーム工事補助金 (工事施工業者は原則として村内事業者)     |
| 吉野町  | 定住促進空き家改修事業補助金 (空き家バンク登録)             |
| 下市町  | 定住促進空き家改修事業補助金 (空き家バンク登録)             |
| 天川村  | 空き家改修事業等補助金                           |
| 十津川村 | 空き家情報バンク活用支援(改修修繕)補助事業・空き家等解体事業補助金    |
| 東吉野村 | 定住促進空き家改修事業補助金                        |
| 黒滝村  | 空き家リフォーム工事補助金 (空き家バンク登録)              |
| 野迫川村 | 空き家改修事業補助金 (空き家バンク登録)                 |
| 三郷町  | 空き家リフォーム補助金                           |

※上記以外の自治体でも様々な助成金制度がありますので詳しくは各市町村でご確認して下さい。



北葛支部

防災パトロール

梅雨の蒸し暑い季節。  
怪我ゼロを呼び掛ける

小雨が降るなか、紫陽花がきれいに咲く6月10日（火）に防災パトロールを実施しました。支部参役4人と各分会長防災委員5人で、北部4町を4人・南部を5人に分かれ、本部

雨で工事現場は休みが多かったため事務所、作業所、組合員さん宅を訪問し、安全第一でくれぐれも事故災害のないようにと声掛けや、チラシ・パンフレットのポスティングをさせていただきました。

最近の仕事状況や組合人数の減少等いろいろと話しながら、組合や労災未加入者の方には建築組合への加入紹介もお願いしました。

これから暑くなり体調管理の大変な時期に入りますが、無理なく安全第一で事故災害がないように皆様の健康と安全をお祈り致します。（財政長 藤井本正明記）



事業所を訪問、ご安全にと声掛け

菟田野支部

支部会館の草刈奉仕活動

梅雨入り前の6月8日（日）の8時から、菟田野支部組合会館周辺の草刈奉仕作業を行いました。

6月は当地ではクリンキャンペーンやふれあいデーその他イベントが目白押しで、支部3役を含む役員9名中、7名の参加で実施しました。

菟田野地域事務所の敷地内を間借りしている支部事務所は、かつての菟田野建設業協会



役員で支部会館まわりを草刈り

の事務所だったところを建築組合菟田野支部が受け継いでいます。地元のために何かのお役に立たねばと思う気持ちはあるのですが、今日の作業はいわば自分の部屋の掃除のようなものでありました。さてさて、プロの建築職人の集団として如何に動けば良いものかと、自問の思いを強く



支部参役と分会長で防災パトロール

|     |       |
|-----|-------|
| 奈良  | 128   |
| 生駒  | 169   |
| 山添  | 29    |
| 都祁  | 13    |
| 郡山  | 53    |
| 斑鳩  | 46    |
| 天理  | 159   |
| 東宇陀 | 16    |
| 田原本 | 70    |
| 北葛  | 287   |
| 桜井  | 124   |
| 香芝  | 100   |
| 宇陀  | 121   |
| 橿原  | 455   |
| 菟田野 | 41    |
| 東吉野 | 18    |
| 御所  | 82    |
| 吉野  | 50    |
| 中吉野 | 56    |
| 五条  | 92    |
| 川上  | 10    |
| 西吉野 | 6     |
| 天川  | 2     |
| 十津川 | 12    |
| 下北山 | 3     |
| 合計  | 2,142 |

『先月より7名減』

組合員 2、142名 支部組織人員（令和7年6月20日現在）

ようこそ

組合の仲間へ

令和7年6月新加入（敬称略）

| 支部 | 氏名    | 年令 | 職種    | 紹介者   |
|----|-------|----|-------|-------|
| 奈良 | 坂本 悠  | 18 | 解体業   | 植原 賢治 |
| 橿原 | 上田 範子 | 81 | 工務店経営 | 浅岡 正則 |

仲間や建築現場の

紹介をお願いします

組合では春と秋に組織拡大強化月間を設けて、新規加入者105名を目標に各支部組織拡大運動に取り組んでいます。現場や取引先や友人知人など、組合に未加入の建築関係の方がおられましたら、事業主・一人親方・職人を問わずご紹介をお願いします。組合事業内容として中建国保、労災保険、税金申告、建設業許可などの相談を詳しくご説明させていただきます。ご紹介いただける方がおられましたら、組合本部または所属支部までご連絡ください。皆さんによる「未加入者の掘り起し」と「声かけ」が最大の力となります。



今月の労災事故件数

（令和7年5月21日～令和7年6月20日まで）

一人親方4件／一括有期2件

| 項目              | 一人親方 | 一括有期 |    | 合計 |
|-----------------|------|------|----|----|
|                 |      | 職人   | 業主 |    |
| 1. 墜落・転落        | 0    | 0    | 1  | 1  |
| 2. 転倒           | 2    | 0    | 0  | 2  |
| 3. 飛来・落下        | 0    | 0    | 0  | 0  |
| 4. 電動工具         | 1    | 1    | 0  | 2  |
| 5. 切れ・擦れ        | 0    | 0    | 0  | 0  |
| 6. 踏み抜き         | 0    | 0    | 0  | 0  |
| 7. 破壊・倒壊        | 0    | 0    | 0  | 0  |
| 8. 動作の反動・無理な動作  | 1    | 0    | 0  | 1  |
| 9. 交通事故         | 0    | 0    | 0  | 0  |
| 10. その他（激突・感電等） | 0    | 0    | 0  | 0  |
| 合計              | 4    | 1    | 1  | 6  |

情報コーナー

各種試験・技能講習のご案内  
奈良県労働基準協会や建災防奈良県支部では各種技能講習会をおこなっています。

※（組本）は組合本部が会場

◎奈良県労働基準協会主催

問合せ先 074213612040

◎玉掛け技能講習

学科 7月17日～18日（組本）実技 7月19日

◎石綿作業主任者技能講習

学科 7月10日～11日

◎有機溶剤作業主任者技能講習

学科 7月17日～18日

◎建築物石綿含有建材調査者講習

学科 8月5日～6日

◎建設業労働災害防止協会主催

問合せ先 074212213345

◎足場の組立て等作業主任者技能講習

学科 9月10日～11日

◎令和8年1月14日～15日

学科 令和8年1月27日～28日

◎石綿作業主任者技能講習

学科 令和8年1月27日～28日

◎フルハーネス型安全帯使用特別教育

学科 11月5日

◎建築物石綿含有建材調査者講習

学科 9月18日～19日

申込みは労働基準協会並びに建災防奈良県支部までお問合せ下さい。基準協会や建災防ホームページでも確認できます。

6月より、労働者への熱中症対策が義務化  
「見つける⇒判断する⇒対処する」

近年の猛暑の影響で増加している重篤化した熱中症による死亡事故を防ぐため、厚労省において、本年6月1日より改正労働安全規則が施行されました。

熱中症対が罰則付きの義務化になります

この改正規則では、労働者を雇用する全ての事業者に対して、労働者への熱中症対策を義務付けており、事業者が熱中症対策を適正に行わなかった場合には、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金という罰則が科されます。

義務化の主な内容

改正規則は基本的な考え方として「見つける⇒判断する⇒対処する」を掲げています。現場で熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」・「手順作成」・「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

「対象」となるのは、

- (1) 継続的な手及び腕の作業、腕及び足の作業のなど(例：釘打ち、盛土)
- (2) 「WBGT(暑さ指数)28度以上または気温31度以上の環境下で、連続1時間以上または1日4時間を越えての実施が見込まれる作業。

※WBGTの確認方法は、環境省の熱中症予防情報サイト、日本気象協会 tenki.jpで熱中症情報の発信等を行っています。

「体制整備」

- (1) 職場で「熱中症の自覚症状がある作業員(発症者)」や、「熱中症のおそれのある作業員を見つけた者(発見者)」がその旨を報告するための「熱中症担当者」をあらかじめ決めておきます。
- (2) 職場で熱中症のおそれのある労働者を把握した場合、迅速かつ確な判断が可能となるように、「事業者における緊急連絡網」「緊急搬送先の連絡先及び所在地等」をあらかじめ確認しておきます。

「手順体制」

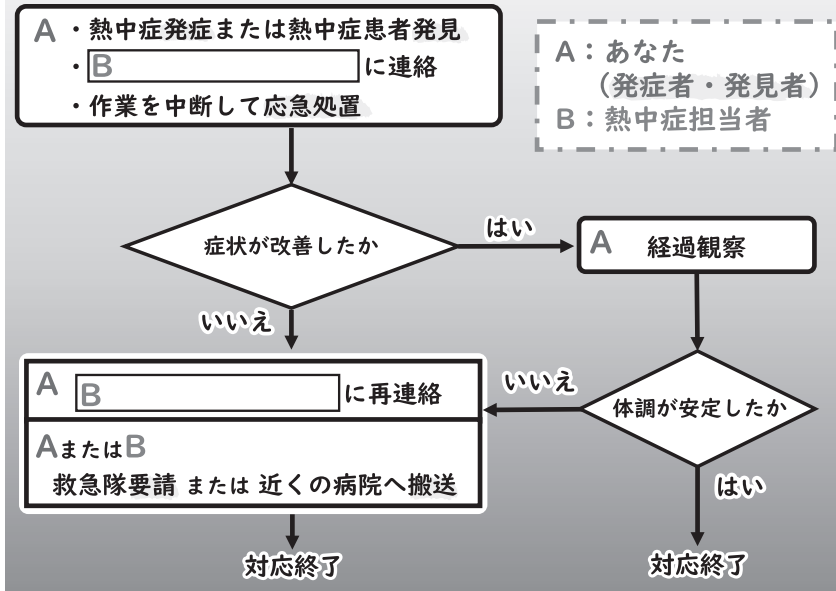
職場で熱中症のおそれのある労働者を把握した場合の、「作業離脱(作業をやめる)」「身体冷却(発症者を安静にし体を冷やす)」「医療機関への搬送」等の重篤化を防止するための対応をまとめ、フローチャートを作成します。

「関係者への周知」

熱中症のおそれのある労働者を把握した際の手順や連絡体制を関係者に対し周知します。(例1)関係者に対し、朝礼やミーティングで熱中症担当者や発生時の対応について説明する(例2)作成した熱中症発生時のフローチャートを事業場、会議室や休憩所などのわかりやすい場所へ掲示する。

作成日： 年 月 日  
作成者：

「熱中症」対応フロー



熱中症のおそれがある時の連絡体制

① 熱中症担当者

担当者：  
TEL：  
・上記連絡先に連絡がつかない時は  
応急処置や救急隊要請を優先し、  
事後に連絡すること。

② 救急・近隣病院

救急隊要請  
119番！  
近くの病院：  
住所：  
TEL：

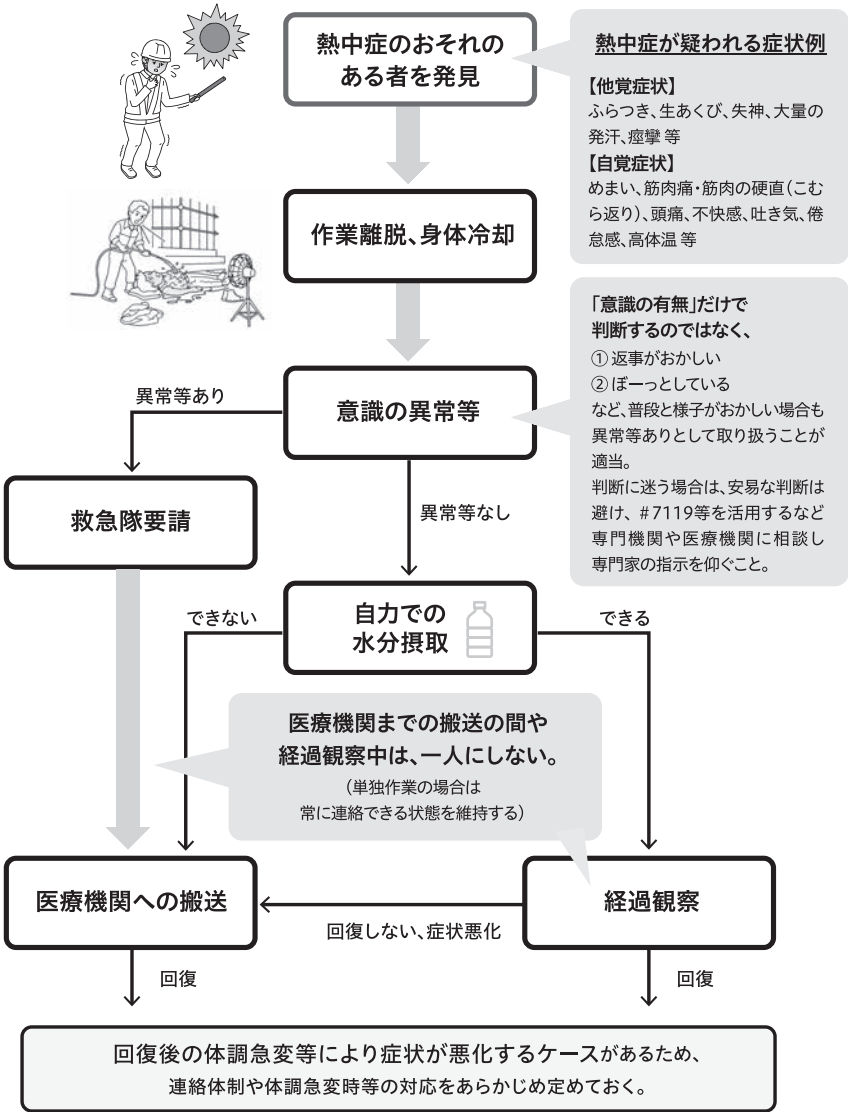
仕事が終わった後でも、体調が悪化したと感じたら、すぐに救急隊を呼んでください！  
(熱中症は回復後に症状が悪化するケースがあります！)

※本資料は厚生労働省が提示しているものを参考に農業現場に沿うよう、農林水産省にて作成しています。

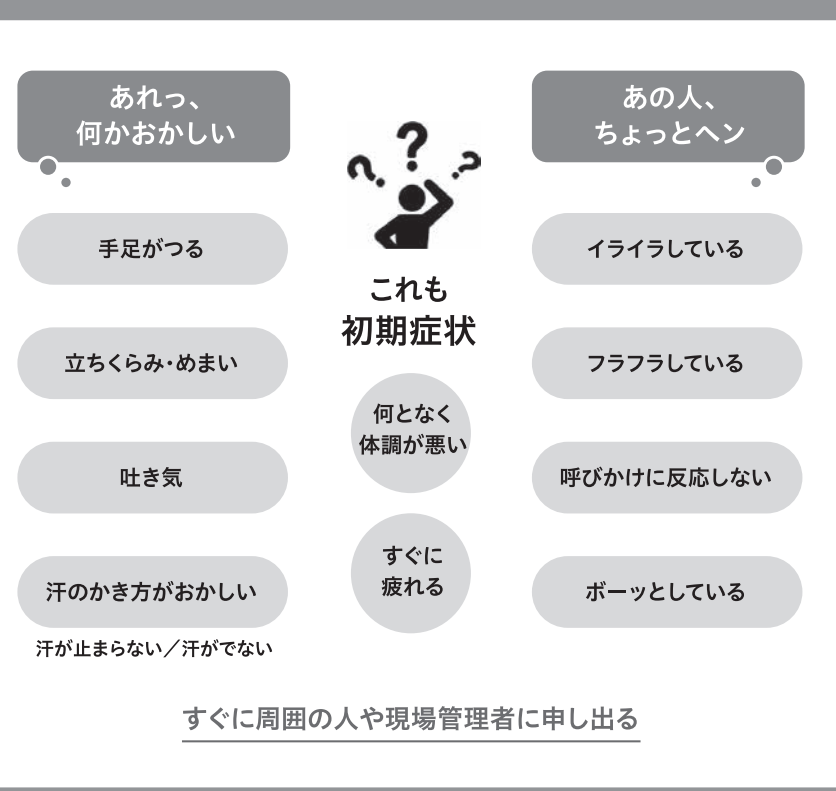
熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



“いつもと違う”と思ったら、熱中症を疑え



手順や連絡体制の周知の一例

